

# マイナンバー制度

## マイナンバーの「通知カード」を送付します

10月5日(月)に、住民票を有するすべての人にマイナンバー(個人番号)が付番されます。マイナンバーが記載された「通知カード」を住民票の住所へ転送不要の簡易書留で送付します。10月から全国一斉に送付されるため、送付時期は11月上旬～中旬になる予定です。

10月5日(月)以降は、マイナンバーを記載した住民票の写しの交付が可能となりますが、コンビニ交付サービスによる住民票の写しには当分の間、マイナンバーは記載できません。

**顔写真入りの「個人番号カード」は別途申請が必要**です。

マイナンバーの通知カードに同封の「個人番号カード交付申請書」に、顔写真を貼り付けて、

### 個人番号カード(申請が必要)



必要事項を記入し、返信用封筒で申請すれば、個人番号カードが交付されます。

個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真、有効期間などが記載され、本人確認書類として利用できます。なお、個人番号カードの交付は、28年1月以降です。

問合せ先  
○市民課  
☎06(6902)5970



## 平成28年1月から行政手続きでの利用開始

28年1月から、行政手続きでのマイナンバー利用が始まります。マイナンバーは、雇用保険・医療保険、福祉の給付、確定申告の手続きなどで利用されます。また、民間事業者も社会保険、源泉徴収事務など法律で定める範囲で、マイナンバーを取り扱います。

**制度のメリット**  
行政の効率化  
国や府、市町村などによる情報の照合などが、より早く、正確になります。

**国民の利便性の向上**  
申請手続きに必要な添付書類が減るなど、行政手続きが簡素化されます。また、行政機関に利用された自らの情報は、インターネット上で確認できるようになる予定です。

**公平・公正な社会の実現**  
所得や、ほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、困っている人に対し、よりきめ細かな支援が可能になります。

## また、不正受給などを防止でき

ます。不正受給などを防止でき、また、不正受給などを防止できます。

**パブリックコメントを募集**  
案件名 マイナンバーの利用及び提供に関する条例(骨子)(案)  
10月5日(月)～26日(月)  
閲覧・意見募集の期間  
10月5日(月)～26日(月)  
閲覧場所 企画課、市情報コーナー、保健福祉センター、南部市民センター、図書館本館、市民プラザ、市立公民館、文化会館、市ホームページ  
対象 市在住・在勤・在学の人、市内に事業所がある団体  
意見の提出方法 様式は自由。案件名、住所、氏名、電話番号を記入し、直接または郵送(消印有効)、FAX、メール ※意見、意見への市の考えは原則公表。直接の回答不可 ※電話での受け付けは不可  
提出・問合せ先  
〒571-8585  
「門真市役所」企画課  
☎06(6902)5793  
FAX06(6902)3264  
✉ki06@city.kadoma.osaka.jp

## 旧第六中運動広場の北側通路を廃止

平成29年春オープン予定の(仮称)門真市立総合体育館の建設に伴い、市立旧第六中学校運動広場北側の通路を10月1日付で廃止します。今後は(仮称)門真市立総合体育館敷地北側の自転車・歩行者用道路をご利用ください。誰もが身近に利用しやすい生涯スポーツ推進の拠点づくりにご理解・ご協力をお願いします。

問合せ先 生涯学習課 ☎06(6902)7197



**臨時福祉給付金の申請は28年2月3日(水)までに**  
市では、臨時福祉給付金の対象となる可能性がある人に、申請書類などを随時送付しています。また、修正申告により課税から非課税になった人などには、確認後に送付しています。提出された申請書は受付順に審査後、申請者に「支給・不支給決定通知書」を送付します。なお、申請書類に不備があった場合は、申請者に「給付金申請の書類提出について(お願ひ)」を送付します。

※書類を送付する際は封筒に「給付金書類同封」と明記  
送付・問合せ先 〒571-855

**ごみ集積場所からの資源物の持去りを禁止**  
10月1日(月)から、市では「門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例」に基づき、ごみ集積場所から資源物を持ち去る行為を禁止しています。

**条例の概要**  
○市や市長が指定する人以外が、ごみ集積場所に出された資源物を持ち去る行為を禁止しま

85 門真市役所地域福祉課「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金担当」専用ダイヤル ☎06(6902)5963

振込め詐欺・個人情報情報の詐取にご注意ください

○巡回し、持去りを行う人に指導・警告をします。継続する人には禁止命令を出します  
○禁止命令に違反した人は20万円以下の罰金刑に処されます  
対象の資源物 びん、缶類、ペットボトル、古紙、古布  
○資源物の持去りに関する情報をお寄せください  
○トラブルを避けるため、持去りを行う人への注意・制止は控えてください  
○ごみ出しは深夜・早朝は避け、できるだけ収集日の午前9時前に出してください  
問合せ先 環境政策課 ☎06(6909)4129

## 市文化祭を開催

秋を彩る文化の祭典です。ぜひお越しください。

◆ダンスフェスティバル  
10月25日(日)  
午後0時30分～7時  
※開場は正午から  
ところ 大ホール  
内容 バレエ、社交・ジャズ・ヒップホップなど

◆市民創作展  
10月31日(日)  
正午～午後6時  
※開場は午前11時30分から  
ところ 大ホール  
内容 合唱、吹奏楽、バンド演奏など

◆市民音楽祭  
10月31日(日)  
正午～午後6時  
※開場は午前11時30分から  
ところ 大ホール  
内容 合唱、吹奏楽、バンド演奏など

◆市民芸能祭  
11月1日(日)  
午前10時～午後6時  
※開場は午前9時45分から  
ところ 大ホール  
内容 舞踊、民謡、詩吟、よさこいなど

◆お願ひ  
車での来場は遠慮ください。自転車などは所定の駐輪場をご利用ください。  
※出演者数により、開演時間などが変更される場合があります。  
問合せ先 門真市文化祭実行委員会事務局(ルミエールホール内)  
☎06(6908)5300

## 門真市文化の日式典

式典では、市政の発展に貢献し、功績が認められた人を表彰します。

11月3日(祝)  
午前10時から  
ところ ルミエールホール  
問合せ先 秘書広報課 ☎06(6902)5966

式典での表彰(昨年)

## 10月・11月の校区門真まつり

10月・11月も各小学校区の地域の皆さんが一丸となって取り組む校区門真まつりが開催されます。みんなで参加しましょう。

周辺地域の皆さんには当日ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします

問合せ先 地域活動課 ☎06(6902)6034

**四宮校区 四宮まつり**  
とき 10月31日(日)  
午後1時～3時30分  
ところ 四宮小学校

**脇田校区 校区いきいきフェスティバル**  
とき 11月1日(日)  
午前9時30分～午後3時  
ところ 脇田小学校

**古川橋校区 みんなの集い 校区門真まつりin古川橋小学校**  
とき 11月1日(日)  
午前10時～午後2時  
ところ 古川橋小学校

**ガラスケを応援しよう**  
ゆるキャラGPP2015にエントリー中

門真市イメージキャラクター「ガラスケ」が、「ゆるキャラグランプリ2015」にエントリーをめぐり、出場しています。パソコンやスマートフォン・携帯電話から、1日1回投票できます。みんなでガラスケを応援しましょう。

投票期間 11月16日(月)まで  
投票方法  
ゆるキャラグランプリホームページ  
(http://www.yurugg.jp/)から投票  
問合せ先 産業振興課 ☎06(6902)5966

